

令和7年度 第23回朝来市農業委員会総会議事録

1 開催日 令和7年5月22日（水）13：30～14：20

2 開催場所 朝来市あさご・ささゆりホール

3 出席した農業委員 13人

1番 米田 隆至委員 3番 寺前 信龍委員 4番 藤井 幸三委員
5番 米田 利秋委員 6番 高本 知宜委員 7番 細見 和範委員
8番 篠岡 昌代委員 9番 伊藤 孝行委員 10番 佐野 伸夫委員
11番 島田 義弘委員 12番 小田 彰子委員 13番 西 好朗職務代理
14番 石原 武美会長

4 欠席した農業委員 1人

2番 大田垣 強委員

5 出席した農地利用最適化推進委員 11人

6 現地調査委員

農業委員 米田 隆至委員

推進委員 梶原 泰輔委員 鴨谷 康隆委員

7 議事日程

日程第1 議案第118号 農地法第3条申請について

日程第2 議案第119号 非農地証明申請について

日程第3 議案第120号 農業経営基盤の強化の促進に関する計画（地域計画）の意見聴取について

日程第4 議案第121号 農地利用最適化推進委員の選任に関する要綱の一部改正について

8 事務局職員

事務局長 平松 裕一郎 次長 足立 尚幸 主幹 石橋 禎之

9 農林振興課職員

副課長 大西 真

10 会議の概要

○事務局 失礼いたします。本日は大変お忙しい中、農業委員会の総会にお集まりいただきましてありがとうございます。

それでは、ただいまから第23回の朝来市農業委員会の総会を開会いたします。

既に送付をさせていただいてます次第に基づきまして進めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

初めに、石原会長のほうから御挨拶を申し上げます。

○石原会長 〈挨拶〉

○事務局 石原会長、ありがとうございました。

それでは、ここからは、石原会長に議長になっていただきまして、次第に基づき進めていただきたいと思います。

会長、よろしくお願いします。

○議長 それでは、次第3の「成立宣言」ですが、本日の出席委員数を事務局から報告してください。

○事務局 本日の出席委員は、農業委員13名、農地利用最適化推進委員11名でございます。

○議長 ただいま事務局より報告がありましたとおり、朝来市農業委員会総会会議規則第9条の規定によりまして、定足数に達しておりますので、第23回の朝来市農業委員会総会の成立を宣言いたします。

次第4の「議事録署名人」につきましては、5番の米田利秋委員と6番、高本知宣委員に議事録署名人をお願いいたします。

続きまして、次第5「議事」に入ります。議事日程に基づきまして、進行させていただきます。

日程第1、議案第118号「農地法第3条申請について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 〈議案朗読〉

○議長 受付順位226番及び227番の2件につきまして、提案理由の説明を、地元委員の寺前委員に求めます。

○寺前委員 失礼いたします。それでは、受付順位226番の説明をさせていただきます。

まず、航空写真1枚目を御覧ください。国道312号線という形でセンターに見えております。生野町の一番南に当たります生野工業団地を右手に見て、その後、すぐに申請地の●●番地、●●番地があります。国道の左手に位置をいたしております。譲受人の●●様は、10年ほど前よりこの地で畑として自家製の野菜を栽培されており、このたび、●●様

と話がまとまり、今回の申請となりました。申請案件資料にもありますように、許可相当と判断いたします。慎重審議よろしくをお願いいたします。

続きまして、227番の説明をさせていただきます。航空写真2枚目を御覧ください。真ん中ほどに申請地の●●番地がございます。譲受人の●●様の御自宅は、隣になります●●番地に位置をいたしております。場所としましては、生野駅よりも北側にある、200メートル地点の場所になります。上のほうに見えております駐車場がミニフレッシュの駐車場というような形の位置になっております。同じように、譲受人の●●様は、10年ほど前からこの地で畑として自家製の野菜を栽培されており、今回、●●様と話がまとまり、今回の申請となりました。同様に、審議資料、許可相当と判断いたしております。慎重審議よろしくをお願いいたします。以上です。

○議長 ありがとうございます。今言われた227番は、譲受人は、●●さんね。

○寺前委員 ●●さんです。

○議長 そうね、はい。

それでは、続きまして、受付順位228番の提案理由の説明を、地元委員の西委員に求めます。

○西委員 失礼します。228番の御説明をいたします。

航空写真を御覧ください。申請地は久田和区になります。フジッコと和田山中学校の裏のところの信号を約6キロほど、奥といいますか、進んだ地域になります。申請地は、かなり荒れたような感じになってますが、●●番地のここに平家の空き家があります。その空き家と土地と今の申請地ということで購入されたのが、●●さんという、9年ほど前から農業なのか野菜作りに興味を持ち、頑張ってこられて、どうしても自分の土地が欲しいという気持ちで、今回この話になりました。ただし、私が心配するのは、買ったはいが、あと、荒れ地になってしまうのは困るということで、申請資料にも、耕運機しか持っておられません。とても耕運機では作物を作れる状態にはなりませんので、どうするんですかということで聞きますと、友達が近くにおられて、トラクターで耕うんしてもらいますということです。それから、栗の木も1本しか植えませんというふうに聞きましたけど、1本ではどうしようもないということで、今後増やしていくということで、気持ち的には、非常に、30代後半の方ですので、何とか維持してもらえないだろうかというふうに思っております。どうか慎重審議よろしくをお願いします。以上です。

○議長 ありがとうございます。

続きまして、受付順位229番の提案理由の説明を、地元委員の米田利秋委員に求めます。

○米田（利）委員 失礼します。まず、航空写真を御覧いただきたいと思います。

場所につきましては、山口小学校から北のほうへ約300メートル行っていましたら、佐囊の川がございまして、その橋のたもと、右側のやや下がったところにこの2筆がございまして。今回の申請地につきましては、●●氏が家のちょうど前に当たりまして、このたび、譲渡人の●●氏が、加古川に在住されておるんですけれども、話合いになりましたので、成立いたしました。

なお、今まで、以前からずっと荒れておりまして、今回、こういうことを改善して、野菜もしくは稲作をするということでお聞きをしております。そういうことで、既にきれいにさせていただいておりますけれども、改善できたということで期待しております。

なお、申請書類その他につきましては、全て立地基準を満たしておりますので、問題ないということを確認しております。御審議のほうをよろしく願いいたします。

○議長 ありがとうございます。

受付順位226番から229番までの提案理由の説明をいただきました。

現地調査委員の米田隆至委員のほうから補足説明がございしますか。

○米田（隆）委員 それでは、報告申し上げます。

5月7日、事務局職員の方2名と梶原委員、鴨谷委員、私、米田の5名で現地調査を行いました。大田垣委員は、所用のため欠席でございました。調査の結果、先ほど各地元委員からの説明がありましてとおりの状況であったことを報告させていただきます。以上です。

○議長 ありがとうございます。

それでは、3条関係につきましては、皆さんのほうから御意見なり御質問はございませんか。

特にないようですので、受付順位226番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、受付順位227番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

受付順位228番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

受付順位229番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、日程第2、議案第119号「非農地証明申請について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 〈議案朗読〉

○議長 受付順位230番の提案理由の説明を、地元委員の篠岡委員に求めます。

○篠岡委員 失礼します。受付順位230番の説明をさせていただきます。

航空写真を御覧ください。申請地は、和田山町枚田地区、上地公民館の真裏になります。県道104号線、物部薮崎線より40メートル北西に行ったところに位置いたします。申請地の登記地目は畑になっておりますが、現在は地区が管理しております農業用倉庫になっております。倉庫を建てられたのは、●●様のおじい様かお父様で、少なくとも昭和40年代から倉庫が存在していたようです。非農地になってから20年以上経過していることも間違いなく、処分対象になっておらず、農用地ではない土地であり、これらすべてに該当し、非農地相当であると思われます。また、始末書も提出されております。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 ありがとうございました。

受付順位230番について、地元委員のほうから提案理由の説明がございました。

現地調査委員の鴨谷委員のほうから補足説明がございますか。

○鴨谷委員 失礼します。5月7日に委員3名、事務局2名で現地調査に行ってきました。地元委員の報告どおり、問題ないと思います。以上です。

○議長 ありがとうございました。

それでは、非農地関係、その証明につきましての報告に、御意見ないし質問ございませんか。

特にないようですので、受付順位230番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、日程第3、議案第120号「農業経営基盤の強化の促進に関する計画（地域計画）の意見聴取について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 〈議案朗読〉

○担当課 農林振興課の大西です。よろしくお願いします。

農業経営基盤の強化の促進に関する計画（地域計画）の意見聴取につきまして、本日は3件となります。1つ目が、朝来市山東町与布土地域の与布土地域になります。こちらの地の図につきまして、ちょっと引継ぎのほうがうまくいっておりませんでして、固有名詞等が入れたままになっておりますが、ホームページを公開するときには、A、B、C等に修正のほうをさせていただこうと思いますので、御了承いただきたいと思います。また、境界線につきましても、それぞれ、地区ごとに提出がありましたので、ちょっと入っておりませんが、こちらにつきましても御了承のほうをお願いしたいと思います。

次に、朝来市山東町梁瀬地域の夜久野高原（山東）区になります、最後に、朝来の中川地域の石田区になります。慎重審議よろしくお願いします。

○議長 それでは、最初に与布土地域の計画について、御意見または御質問ございませんか。今回、こういう形で出来たのは初めてですね、大きな地域。何かございませんか。よろしいですか。

そしたら、総合的判断として、適当か不適当か、お諮りします。

適当と判断される方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は適当と回答いたします。

続きまして、夜久野高原（山東）区の計画について、御意見または御質問ございませんか。特にございませんか。よろしいですか。

それでは、総合的判断として、適当か不適当か、お諮りします。

適当と判断される方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は適当と回答いたします。

続きまして、石田区の計画について、御意見または御質問ございませんか。よろしいですか。

それでは、総合的判断として、適当か不適当か、お諮りします。

適当と判断される方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は適当と回答いたします。

次に、日程第４、議案第121号「農地利用最適化推進委員の選任に関する要綱の一部改正について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 〈議案朗読〉

○議長 議案第121号の提案理由の説明を事務局に求めます。

○事務局 失礼いたします。それでは、議案第121号、農地利用最適化推進委員の選任に関する要綱の一部改正につきまして説明をさせていただきます。

最初におわび申し上げないといけないんですけども、本来ですと、当該議案につきましては、もっと早い時期に御提案を申し上げまして審議をいただくべきでございましたけれども、当該法律の公布が令和４年、それから、施行がこの６月１日ということで、ちょっと期間が長くなっておりまして、改正しなければならないことが先日判明いたしましたことから、急遽、追加議案として提出をさせていただきました。申し訳ございませんが、よろしく御審議をお願いしたいと思います。

それでは、本日配付をさせていただきました議案書の２枚目を御覧いただきたいと思います。左側が改正案、右側が改正前の現在の規定となっております。この要綱につきましては、農地利用最適化推進委員の候補者の推薦及び募集並びに選任の手続等につきましては、必要な事項を定めたものでございますけれども、その要綱第４条におきまして、推進委員になれない欠格事由が規定されてございます。その事由の一つに、第２号としまして、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの者と規定をされてございます。この禁錮につきましては、刑法で規定をされてございますけれども、令和４年に公布されました刑法等の一部を改正する法律におきまして、懲役と禁錮を廃止しまして、新たな刑罰として拘禁刑が創設され、本年の６月１日から施行されることとなっております。そのため、当該要綱中の禁錮を拘禁刑と改めるもので

ございます。

それから、第12条の見出しの委任を補則と改めますのは、法令の構成上、全ての事項を規定することは困難であるため、実務上必要な事項等を、例えば要領などとして別に定めることを規定する条項を設けるのが一般的でございますけれども、その場合に、以前は委任という用語を使ってございましたけれども、現在は、補則という用語に統一して使用しておりますので、今回の改正に合わせて改めようとするものでございます。

次に、附則ですけれども、第1項の施行期日は、先ほども言いました第12条の改正は、総会で承認をいただきましたら、本日告示をさせていただいて施行と。それから、第4条の改正規定につきましては、法律が施行されます6月1日から施行することといたしております。附則の第2項は、人の資格に関する法令の規定の適用におきまして、拘禁刑に処せられた者に係る他の告示の規定によって、なお従前の例によることとされる場合につきましては、拘禁刑に処せられた者は、禁錮に処せられた者とみなす経過措置を規定するものでございます。

以上、議案第121号、農地利用最適化推進委員の選任に関する要綱の一部改正につきましての御説明とさせていただきます。よろしく御審議いただきたいと思います。

○議長 ただいま説明いただきました件につきまして、御意見なり御質問はございますか。

特にないようですので、議案第121号について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

以上で、本日の審議案件は全て終了しました。

閉会に当たりまして、西職務代理に御挨拶いただきます。

○西職務代理者 〈閉会挨拶〉

(午後2時20分終了)